

第6節 ICT利活用の推進

1 概要

1 これまでの取組

2000年に情報通信技術戦略本部が設置され、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」（平成12年法律第144号）^{*1}が制定されて以降、我が国では、e-Japan戦略やデジタル田園都市国家構想総合戦略等様々な国家戦略を掲げ、ICTの利活用を推進してきた。これらの方針を踏まえ、総務省では、少子高齢化とそれに伴う労働力の不足、医療・介護費の増大、自然災害の激甚化等、我が国が抱える社会・経済問題やデジタル空間の進展に伴う新たな課題等の解決に向け、地域社会のDX化や新たな情報通信技術、データ流通による社会活性化、情報の利用環境等様々な分野におけるICTの利活用を推進してきた。

2 今後の課題と方向性

我が国は、少子高齢化による労働人口の減少や国内市場の縮小が見込まれるなど、厳しい経済環境である。また、災害の激甚・頻発化への対処や、50年以上経過する公共インフラの老朽化対応等、課題が山積している。

このような課題を解決する上で、デジタルは、地域社会の生産性や利便性を飛躍的に高め、産業や生活の質を大きく向上させ、地域の魅力を高める力を持っている。政府は2025年度に「地域未来戦略本部」を設置し、地域未来戦略において、地域ごとの戦略産業クラスター形成や地場産業の成長に向けて戦略産業クラスター計画、地域産業クラスター計画及び地場産業成長プランの3つの類型の計画を進めていくこととしている。これらの計画のポテンシャルを最大化するため、企業支援やインフラ整備、規制・制度改革、産業人材育成、地域の産業クラスター・地場産業を支える仕組みづくりへの支援等を掲げている。

そして、SNSプラットフォーム事業者が提供するサービスは生活の利便性向上に貢献する一方、インターネット上においては、誹謗中傷等の権利侵害その他の違法・有害情報の流通・拡散の問題が引き続き深刻化している。さらに、生成AIや仮想空間（没入型技術により実現される空間）といった新たな情報通信技術の登場により、デジタル空間が大きく変容している。

こうした課題等を踏まえ、地域社会・経済の活性化に資するDX（デジタル変革）の推進やデジタル空間の健全性確保と新たな発展の牽引、そして、安心・安全な情報利用環境の整備を行うことが重要である。

2 地域社会・経済の活性化に資するDX化の推進

日本の地域社会・経済は、少子高齢化と人口減少による働き手不足や市場規模の縮小、頻発する自然災害や老朽化するインフラ等の様々な課題に直面しており、上記1.（2）で述べたように、政府は地域ごとの戦略産業クラスター形成や地場産業の成長に向け、企業支援やインフラ整備、規制・制度改革、産業人材育成、地域の産業クラスター・地場産業を支える仕組みづくりへの支援等を掲げている。

地域経済・社会を維持・発展させ、地域住民の生活を支えるためには、AIを含むデジタル技術の徹底活用により、地域課題を解決（地域社会DX）し、イノベーションにより付加価値を創出していくことが求められる。そのためには、その中核的担い手となりうるデジタル技術を活用する企業が、地域の

^{*1} 同法は、デジタル社会形成基本法（令和3年法律第35号）により廃止された。

ニーズに合った事業展開をできるよう支援することが重要である。

このような背景のもと、総務省では、2025年2月に、「地域社会DXの推進に向けた情報通信政策の在り方」について情報通信審議会に諮問し、2025年9月に答申が行われた。本答申では、日本の地域社会・経済を取り巻く状況や、AIを含むデジタル技術の最新動向を踏まえた、地域社会DXの推進に向けた情報通信政策の在り方について提言が示された。

1 デジタル技術を活用した社会課題解決の加速化

ア 地域社会DX推進パッケージ事業

デジタル技術の実装による地域社会課題の解決（地域社会DX）を加速させ、強い地方経済の実現等にも貢献するため、総務省では、2024年度から「地域社会DX推進パッケージ事業」を開始した。本事業では、①デジタル人材/体制の確保支援、②先進的ソリューションの実用化支援（実証事業）、③地域のデジタル基盤の整備支援（補助事業）等の総合的な施策を通じて、デジタル実装の好事例を創出するとともに、必要な効果的・効率的な情報発信等を実施することで、全国における早期実用化を促進するものである。特に①については、都道府県を中心とした持続可能な地域のDX推進体制の構築への支援、デジタル実装に必要となる地域課題の整理、導入・運用計画の策定に対する専門家による助言の提供等、地域のニーズに応じて選択が可能な複数の支援策を講じている。

イ デジタル技術活用の普及・促進

地方公共団体が地域社会DXを推進するにあたって、参考となる知見、ノウハウ等の情報不足、各種情報の分散といった課題が指摘されている。これらの課題解決のため、総務省では、各地域における先進事例に関する調査を行い、調査結果等により得られた地域社会DX推進に資する情報を一元的に提供するポータルサイト「地域社会DXナビ」*2を2024年10月に公開し、地域社会DXナビを通じた継続的情報発信により、地方公共団体、地域企業等におけるデジタル技術活用の普及を促進している。

また、安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性が確保された5G設備の導入を促す観点から、ローカル5G免許人が取得した一定のローカル5G設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置を設けており、適用対象を主に住宅用インターネットサービスの提供のために利用されるローカル5G設備に見直すとともに、2026年度末まで適用期限を延長している。

2 地域デジタル人材支援の充実や地方のテレワーク普及の推進

ア 地域情報化アドバイザー派遣制度

総務省では、2007年度から、ICTを地域の課題解決に活用する取組に対して、地方公共団体等からの求めに応じて、ICTの知見、ノウハウを有する専門家（「地域情報化アドバイザー」）を派遣し、助言・提言・情報提供等を行うことにより、地域におけるICT利活用を促進し、活力と魅力ある地域づくりに寄与するとともに、地域の中核を担える人材の育成を図っている。また、地方公共団体からの推薦に加え、地方公共団体等と共同で事業を実施していること等を要件に地場企業等にも派遣を実施している。

「地域情報化アドバイザー」は、2026年度、先進自治体職員や、大学での研究活動、地域における企業活動、NPO活動等を通じて地域情報化に知見・ノウハウを持つ有識者等219名に委嘱しており、2025年度には315件の派遣を行った。

*2 地域社会DXナビ <https://dx-navi.soumu.go.jp/>

イ テレワークの推進

(ア) テレワークの概要

2020年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大を経て、2025年の企業のテレワーク導入率は全国50.1%^{*3}と一定程度の普及が進んだ一方で、近年は一部企業で出社回帰の傾向がみられるとともに、依然として都市部と地方部、業種間での格差が生じている状況にある。

このような状況の中、テレワークに関する機運醸成の観点から、テレワーク月間実行委員会（内閣官房内閣人事局、内閣府地方創生推進室、デジタル庁、総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、観光庁、環境省、一般社団法人日本テレワーク協会、日本テレワーク学会）の主唱により、毎年11月をテレワークの集中取組期間である「テレワーク月間」として、テレワークの実施に際しての効果測定（働き方改革寄与、業務効率化等）の調査や、関係府省庁等によるイベントやセミナーを開催している。また、先進事例の選定・公表を通じて企業等のテレワーク導入のインセンティブを高め、テレワークの導入を検討する企業にとっての参考事例の蓄積にもつなげるため、総務省では、2015年から、テレワークの十分な利用実績が認められる企業・団体の表彰を行っている。

2025年には、テレワークの活用が一定程度広がった現状を踏まえ、テレワークの制度導入や十分な活用実績にとどまらず、テレワークの導入が馴染まないと思われる業態の企業におけるテレワーク活用・業務改革や、テレワークによる遠隔地勤務や副業・兼業での雇用を通じた地域の活性化等において、特色ある取組を実施しており、その内容が優れている企業・団体を「テレワークトップランナー2025」として選定・公表し、特に優れた取組を行っている企業・団体には「総務大臣賞」を授与した。

(イ) テレワーク普及に対する支援

総務省では、実施率が依然低水準な中小企業や地方でのテレワーク導入を支援するため、地域の商工会議所や地方自治体等と連携し、テレワークに係る地域相談窓口を全国的に整備し、相談受付等を実施している。さらに、テレワークの導入や改善を検討している企業等を対象として、専門家（テレワークマネージャー）による無料の個別コンサルティングも実施し、効果的なテレワーク活用の普及に向けて取り組んでいる。これらの支援は、2022年度からは厚生労働省の労務系のテレワーク相談事業と一体的に運用し、「テレワーク・ワンストップ・サポート事業」として共同で実施している。

そのほか、総務省では、テレワーク導入の課題として多く挙げられる情報セキュリティ上の不安を取り除くため、企業等がテレワークを実施する際に参照できるよう、「テレワークセキュリティガイドライン」や「中小企業など担当者向けテレワークセキュリティの手引き（チェックリスト）」を策定している。

③ 重要データの安心・安全な活用促進

ア 防災情報システムの整備

我が国は世界有数の災害大国であり、大規模な自然災害が発生する都度、社会・経済的に大きな損害を被ってきた。今後も南海トラフ地震をはじめとする大規模な自然災害の発生が予測される中で、ICTを効率的に活用し災害に伴う人的・物的損害を軽減していくことが重要である。

(ア) 災害に強い消防防災通信ネットワークの整備

被害状況等に係る情報の収集及び伝達を行うためには、災害時にも通信を確実に確保できる通信ネッ

^{*3} 総務省「令和7年通信利用動向調査」
https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/data/260529_1.pdf

ネットワークが必要である。このため、現在、国、消防庁、地方自治体、住民等を結ぶ消防防災通信ネットワークを構成する主要な通信網として、①政府内の情報の収集及び伝達を行う中央防災無線網、②消防庁と都道府県を結ぶ消防防災無線、③都道府県と市町村などを結ぶ都道府県防災行政無線、④市町村と住民などを結ぶ市町村防災行政無線、⑤国と地方自治体又は地方自治体間を結ぶ衛星通信ネットワーク等が構築されている。また、衛星通信ネットワークについては、高性能かつ安価な次世代システムの導入に関する取組等を進めている。

(イ) 災害対策用移動通信機器の配備

総務省では、携帯電話等の通信が遮断した場合でも被災地域における通信が確保できるよう、地方自治体等に、災害対策用移動通信機器を貸し出している（2026年5月現在、衛星携帯電話280台、簡易無線1,065台、MCA無線179台、衛星インターネット機器100台、公共安全モバイル1,000台等を全国の総合通信局等に配備）。これらの機器は、避難所における通信環境構築のほか、初動期における被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速かつ円滑な遂行までの一連の活動に必要な情報伝達を補完するものとして活用されている。

(ウ) 災害時の非常用通信手段の確保

災害時等に公衆通信網による電気通信サービスが利用困難となるような状況等に備え、総務省が研究開発したICTユニット（アタッシュケース型）を2016年度から全国の総合通信局等に配備し、地方自治体等の防災関係機関からの要請に応じて貸し出し、必要な通信手段の確保を支援する体制を整えている（2026年5月現在、25台を全国の総合通信局等に配備）。

(エ) 全国瞬時警報システム（Jアラート）の安定的な運用

消防庁では、弾道ミサイル情報、緊急地震速報、大津波警報など、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、携帯電話等に配信される緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住民まで瞬時に伝達するシステムである「全国瞬時警報システム（Jアラート）」を整備している。Jアラートによる緊急情報を迅速かつ確実に伝達するため、Jアラート関連機器に支障が生じないよう正常な動作の確認の徹底を市町村に対し呼びかけるとともに、Jアラートの情報伝達手段の多重化を推進している。

(オ) Lアラートの活用の推進

総務省では、地方自治体等が発出する避難指示等の災害関連情報を多数の放送局やインターネット事業者等多様なメディアに対して一斉に送信する共通基盤（Lアラート）の活用を推進している。Lアラートは、全47都道府県での運用が実現するなど全国的な普及が進み、災害情報インフラとして大きな役割を担うに至っている。

災害が激甚化・頻発化する中、今後もその役割を果たし続けていくため、信頼性等を強化するためのシステム整備を実施するとともに、2026年12月より総務省において運用を開始する予定である。また、Lアラートの利活用を推進するため、地方公共団体職員等の利用者を対象としたセミナーを開催している。

イ 医療分野におけるICT利活用の推進

我が国は超高齢化社会に突入しており、医療・介護費の増大、医療資源の偏在等の課題に直面している。このため、総務省では、医療・介護・健康データを利活用するための基盤を構築・高度化すること

により、医療・介護・健康サービスの向上・効率化を図るべく、主に「遠隔医療の普及」と「PHR^{*4}データの活用」を推進している。

具体的には、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED：Japan Agency for Medical Research and Development）による研究事業として、医師の偏在対策の有力な解決策と期待される遠隔医療の普及に向けて、2022年度から手術支援ロボットを使用した遠隔手術支援に係る研究開発を行い、その成果として、日本外科学会による「遠隔手術ガイドライン」を2025年12月に改定した。また、2023年度からは、医療の高度化や診察内容の精緻化を図るため、各種PHRサービスから医師が求めるPHRを取得するために必要なデータ流通基盤を構築・高度化するための研究開発を実施している。

このほか、医療情報を取り扱う情報システム・サービスに対するサイバー攻撃の多様化・巧妙化によるセキュリティ対策の変化や医療機関等と医療情報システム事業者との間の取決めの重要性が高まっていることを踏まえ、2024年度に「医療情報を取り扱う情報システム・サービス提供事業者における安全管理ガイドライン」（総務省・経済産業省）の改定を行った。さらに、2025年度においては、安全・安心なPHRサービスの利活用促進のため、「PHRサービス提供者による健診等情報の取扱いに関する基本的指針」（総務省・厚生労働省・経済産業省）についても、PHRサービスの多様化、セキュリティ要件の見直し等に伴い、約3年ぶりの改定を行った。

ウ 教育分野におけるICT利活用の推進

総務省では、教育分野でのICTの利活用を推進するため、文部科学省と連携し、2021年度から2022年度にかけて、学校外で事業者が保有するデジタル学習システム間でのデータ連携を可能とする基盤である「デジタル教育プラットフォーム」の実現に向け、必要な技術仕様（参照モデル）を策定した。

加えて、2023年度から2025年度にかけて、教育データの安全・安心な利活用による個別最適な学びを実現するため、教育分野におけるPDS（Personal Data Store）の活用に向けて、実証も交えながらPDSの技術的要件等の確認や実運用上の留意点を抽出し、具備すべき要件を明確化するなど、検討を行った。

エ 情報銀行の社会実装

個人情報を含むパーソナルデータの適切な利活用を推進する観点から、総務省及び経済産業省は、情報信託機能の認定スキームの在り方に関する検討会を立ち上げ、2018年6月に、民間団体等による情報銀行の任意の認定の仕組みに関する「情報信託機能の認定に係る指針ver1.0」を取りまとめるとともに、継続的に指針の見直しを行っている。この指針に基づき、認定団体である一般社団法人日本IT団体連盟が認定制度を運用している。

4 ICTスタートアップの発掘・育成

我が国では、2022年をスタートアップ創出元年と位置付け、スタートアップへの投資額を5年10倍増とする目標を掲げる「スタートアップ育成5か年計画」（2022年11月新しい資本主義実現会議決定）を決定し、スタートアップを産み育てるエコシステムの創出に向けた取組を進めている。

^{*4} Personal Health Recordの略語。一般的には、生涯にわたる個人の保健医療情報（健診（検診）情報、予防接種歴、薬剤情報、検査結果等診療関連情報及び個人が自ら日々測定するバイタル等）である。電子記録として本人等が正確に把握し、自身の健康増進等に活用することが期待される。

総務省では、2023年度から、先端的なICTの創出・活用による次世代の産業の育成のため、官民の役割分担の下、芽出しの研究開発から事業化までの一気通貫での支援を行う「スタートアップ創出型萌芽的研究開発支援事業」を実施している。

また、総務省及びNICTでは、地域発ICTスタートアップの創出による地域課題の解決や経済の活性化を目的に、起業を目指す学生やスタートアップ企業による優れたビジネスプランを表彰・支援する「起業家甲子園」及び「起業家万博」を開催している。「2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」においては、「未来を創るICTスタートアップによる取組発信」として、起業家甲子園及び起業家万博において過去に表彰を受けた者等による展示や、ステージ発表として、起業家万博のアルムナイ（同窓組織）イベント及び近畿圏の高校生等によるピッチイベントを開催した。

3 インターネット上の違法・有害情報等への対応

1 総合的対策の推進

ア 概要

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）等のインターネット上の違法・有害情報は短時間で広範に流通・拡散し、国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼし得る深刻な課題となっている。このため、総務省では、国際的な動向も踏まえつつ、表現の自由に十分配慮しながら、制度的対応、対策技術の開発支援、幅広い世代のリテラシーの向上も含めた総合的な対策を積極的に進めている。

イ 制度的な対応

（ア）情報流通プラットフォーム対処法等

インターネット上の違法・有害情報の流通は引き続き深刻な状況であり、総務省では、関係者と連携しつつ、誹謗中傷、海賊版等の様々な違法・有害情報に対する対策を継続的に実施してきている。

総務省では、特にSNSをはじめとするプラットフォームサービス上における誹謗中傷に関する問題が深刻化していることを踏まえ、2020年9月に取りまとめ・公表した「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」に基づき、関係団体等と連携しつつ、①ユーザーに対する情報モラル及びICTリテラシー向上のための啓発活動、②プラットフォーム事業者の自主的な取組の支援及び透明性・アカウントビリティの向上、③発信者情報開示に関する取組、④相談対応の充実といった取組を実施している。

また、2024年2月に公表した「プラットフォームサービスに関する研究会 第三次とりまとめ」を踏まえ、2024年5月、プロバイダ責任制限法の一部改正法^{*5}が成立した。なお、同改正法により、プロバイダ責任制限法の題名は「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（通称：情報流通プラットフォーム対処法）に改められた。

2025年3月、総務省では、どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当するのかを明確化するとともに、大規模特定電気通信役務提供者が「送信防止措置の実施に関する基準」を策定する際に盛り込むべき違法情報を例示するため、「違法情報ガイドライン」^{*6}を策定した。

2025年4月、情報流通プラットフォーム対処法が施行され、インターネット上の違法・有害情報の流通・拡散への対応として、大規模特定電気通信役務提供者に対して、削除対応の迅速化及び運用状況の透明化に係る措置を義務付けており、同法の適用を受ける事業者として9事業者^{*7}を指定した。各事

^{*5} 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第25号）

^{*6} 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律第26条に関するガイドライン（令和7年3月11日制定）

^{*7} 大規模特定電気通信役務提供者の指定

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/ihoyugai.html

業者は、当該義務に基づき、削除申出窓口及び削除基準を公表しており、総務省においても、当該情報をウェブサイト上で周知している。

加えて、インターネット上の海賊版対策として、総務省では、「インターネット上の海賊版対策に係る総務省の政策メニュー」（2020年12月）に基づき、ユーザーに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動、セキュリティ対策ソフトによるアクセス抑止機能の導入の促進、発信者情報開示制度の見直し、ICANN等の国際的な場における議論を通じた国際連携の推進に取り組んでいる。

また、「インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止に関する検討会」による「現状とりまとめ」（2022年9月）を踏まえ、総務省の政策メニューや関係事業者等における取組の進捗を確認している。

（イ）制度的対応に関する更なる検討

デジタル空間における情報流通に伴う様々な諸課題について、制度整備を含むその対処の在り方等を検討するために2024年10月から開催した「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」（以下「諸課題検討会」という。）及び2025年1月から開催した「デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ」においてデジタル空間における情報流通に係る制度整備の在り方について検討を行い、2025年9月に「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会 中間取りまとめ」を公表した。

同取りまとめにおいて、「業界団体による自主規制型行動規範の策定を通じ、プラットフォーム事業者がリスク軽減措置に積極的に取り組むことが期待される」旨が提言されていることから、これを踏まえ、2025年12月に、業界団体である一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）により、業界指針^{*8}が策定・公表されている。

その上で、2026年5月以降は、権利侵害情報等の流通に関する最近の状況を踏まえ、同検討会において、そうした情報等の発信・拡散への事前の対応や発信者情報開示制度の実効性の向上などの観点を含め、権利侵害情報等を巡る課題への対処の在り方について検討を行っている。

総務省では、情報流通上の諸課題に関する様々な意見を参考にしながら、表現の自由との関係等に配慮しつつ、更なる制度的対応について必要な検討を進めていくこととしている。

（ウ）デジタル広告

SNS等を通じて対面することなく交信を重ねるなどして関係を深めて信用させ、投資金名目やその利益の出手手数料名目等で金銭等をだまし取る「SNS型投資詐欺」の認知件数及び被害額は、2025年1月から2025年12月の1年間で、認知件数として9,523件（前年比＋48.5%）、被害額にして1,288.0億円（前年比＋47.9%）という甚大な被害をもたらしている^{*9}。

SNS型投資詐欺における当初の接触手段としては、SNS等におけるバナー等広告が全体の約4割を占めている。特に、SNS等において個人又は法人の氏名・名称、写真等を無断で利用して著名人等の個人又は有名企業等の法人になりすまし、投資セミナーや投資ビジネスへの勧誘等を図る広告（なりすまし型「偽広告」）を端緒としたSNS型投資詐欺については、引き続き問題となっている。

こうした状況を受け、総務省では、「国民を詐欺から守るための総合対策（令和6年6月18日犯罪対策閣僚会議決定）」を踏まえ、2024年6月21日に、SNS等を提供する大規模なプラットフォーム事業

^{*8} SMAJ デジタル空間の健全性確保に向けた業界イニシアティブ
<https://smaj.or.jp/industry-initiative/>

^{*9} 警察庁「令和7年における特殊詐欺及びSNS型投資・ロマンス詐欺の認知・検挙状況等について（確定値）」
https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/souni/tokusyusagi/hurikomesagi_toukei2025.pdf

者^{*10}に対して、SNS等におけるなりすまし型「偽広告」への対応を要請した^{*11}。

要請の発出後、同年10月に諸課題検討会の下で開催した「デジタル広告ワーキンググループ」において、要請を実施したプラットフォーム事業者5社に対してなりすまし型「偽広告」への対応に関するヒアリングを実施し、同年11月にその評価を「ヒアリング総括」として公表した^{*12}。「ヒアリング総括」においては、広告出稿時の事前審査等及びなりすまし型「偽広告」の削除等に関して、ヒアリングの評価結果を踏まえて、事業者に更なる対応の改善を求めるとともに、その対応状況を総務省としてモニタリングすることを通じて、SNS等のサービスを利用する利用者の保護の観点から必要な対応を検討することとされた^{*13}。

これを踏まえ、なりすまし型「偽広告」や商標権等を侵害する広告等、他人の権利等を侵害する広告に対する事前審査や事後的な削除等について、プラットフォーム事業者の対応状況を継続的に把握するために、諸課題検討会において、2025年9月に「デジタル広告の流通を巡る諸課題への対応に関するモニタリング指針」を策定し、本指針に基づきSNS等を提供する大規模なプラットフォーム事業者に対してモニタリングを実施^{*14}している。

また、デジタル広告の流通を巡っては、著作権侵害コンテンツや偽・誤情報等を掲載する媒体等、広告主が意図しない媒体に広告が配信されることによる、ブランドの毀損や広告費の流出、偽・誤情報等の拡散の助長等のリスクへの対応も課題となっている。こうしたリスクに対応するためには、広告担当者及び経営陣双方のデジタル広告の流通を巡るリスクに関する意識改革が重要となるところ、総務省において、2025年6月9日に「デジタル広告の適正かつ効果的な配信に向けた広告主等向けガイダンス」を公表し、本ガイダンスの普及・啓発活動を実施している。

ウ 対策技術の開発・実証

技術革新に伴う先進的な技術の活用は、社会課題の解決や産業競争力の向上等に貢献する一方で、その利活用の在り方によっては国民生活全般へのリスクにもなり得るものであり、インターネット上の偽・誤情報への対応という観点からも、生成AIを含む技術の更なる精緻化・巧妙化に備えることが必要である。

総務省では、例えば、インターネット上の画像等の真偽判別を支援する技術や、コンテンツの発信者の真正性・信頼性を確保する技術等の開発・実証及び社会実装を推進している。

エ 災害時や選挙時における偽・誤情報等に関する対応

災害発生時においては、SNS等が情報収集手段や安否確認手段として寄与する一方、科学的根拠のない言説等の真偽不明の情報が流通・拡散することにより、国民に対して誤解や混乱をもたらし、迅速な救命・救助活動や円滑な復旧・復興活動を妨げるおそれも指摘されている。

また、民主主義の根幹である選挙では選挙人の自由な意思による公正な選挙が確保されることが重要であるが、選挙期間中は候補者や有権者によるSNS等を利用した情報発信等が活発化する中、選挙に関する偽・誤情報の流通・拡散や候補者等に対する悪質な誹謗中傷等のおそれも指摘されている。

^{*10} Meta Platforms, Inc. に対して要請するとともに、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（SMAJ）を通じて、Google LLC、LINE ヤフー株式会社、TikTok Pte. Ltd. 及びX Corp. に対して要請を実施。

^{*11} https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000411.html

^{*12} https://www.soumu.go.jp/main_content/000978858.pdf

^{*13} 「ヒアリング総括」後の各事業者の対応状況について、令和7年5月にフォローアップを実施したが、「ヒアリング総括」において「非公開」又は「回答なし」とされた事項については更新が無かった。

^{*14} 日本国内における平均月間アクティブユーザ数が1,000万人以上であるSNS等を提供する事業者を対象とし、Google LLC、LINE ヤフー株式会社、Meta Platforms, Inc.、TikTok Pte. Ltd.、X Corp.、株式会社ダウンゴ、株式会社サイバーエージェント及び株式会社湘南西武ホームに対してモニタリングを実施。

こうした災害時や選挙時といった偽・誤情報等への迅速な対応が求められる状況において、総務省では、公式SNSアカウントを通じて注意喚起を行うとともに、利用規約等に基づく適切な対応を実施するようプラットフォーム事業者に対して要請を実施している。

2 幅広い世代を対象としたICT活用のためのリテラシー向上推進

ア 普及啓発教材等の開発

総務省では、幅広い世代でのICTの利用機会の拡大や、インターネット上での偽・誤情報の流通の問題の顕在化といったICTを取り巻く環境の変化に対応するため、2022年11月から「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会^{*15}」及び12月から「青少年のICT活用のためのリテラシー向上に関するワーキンググループ」を開催し、これからのデジタル社会において求められるリテラシーの在り方やリテラシー向上施策の推進方策についての検討を進めている。2023年6月には、同検討会や同ワーキンググループにおける検討の結果を踏まえ、「ICT活用のためのリテラシー向上に関するロードマップ」を公表した。ロードマップでは、短期的又は中長期的に取り組むべき事項の方向性を整理しており、2023年度は短期的取組として、ICT活用のためのリテラシー向上に必要となる能力の整理や幅広い世代に共通する課題に対応した学習コンテンツの開発を実施した。また、中期的取組として、2024年度では世代別（青少年層、保護者層、高齢者層）の特徴を踏まえた普及啓発教材等の開発を実施した。2025年度ではSNS等の特徴（フィルターバブル、エコーチェンバー、アテンション・エコノミー）の概念や仕組みについて学ぶことができる教材や、SNS等の情報空間における各種リスク（偽・誤情報、SNS型投資・ロマンス詐欺、セクストーション）に関するICTリテラシー向上のためのゲーム型教育プログラム、個人のICTリテラシーレベルを測定するICTリテラシーレベル自己測定ツール（青少年向け「ICTリテラシーチェッカー」）の開発、ICTリテラシー向上に資する教える人材に関する実態把握調査を実施した。

安心・安全なインターネット利用に関する啓発を目的としたサイト「上手にネットと付き合おう！～安心・安全なインターネット利用ガイド～^{*16}」では、未就学児・未就学児の保護者、青少年、保護者・教職員、シニアに向けたコンテンツを掲載し、リテラシー向上に取り組んでいる。

偽・誤情報への対策としては、2024年度に、最新の事例や生成AIの影響等を踏まえて、啓発教育教材「インターネットとの向き合い方～ニセ・誤情報にだまされないために～」を改訂^{*17}した。

イ 幅広い世代のICTリテラシー向上に向けた官民連携プロジェクトの実施

2025年1月、幅広い世代のICTリテラシー向上を目指し、総務省は、プラットフォーム事業者、通信事業者、IT関連企業等の関連企業・団体等と連携した意識啓発プロジェクト「DIGITAL POSITIVE ACTION」を始動した。同年2月に公開した総合Webサイトには、連携している企業・団体によるイベントや教材等各種取組を掲載しているほか、当該教材等を世代・習熟度別に整理した教材マップや、幅広い企業・団体等の取組を紹介するコラム記事等のコンテンツも併せて公開している。同年5月には、利用者のICTリテラシー向上に関する認識や偽・誤情報の拡散傾向等、ICTリテラシーに係る実態を把握し、ICTリテラシー向上の取組を推進するため、「ICTリテラシー実態調査」を公表した。調査の結果、偽・誤情報に接触した人のうち、25.5%が何らかの手段を用いて拡散していることが判明し、ICTリテラシー向上に向けた取組の重要性が浮き彫りとなった。そのため、更なる意識

^{*15} 「ICT活用のためのリテラシー向上に関する検討会」
https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/ict_literacy/index.html

^{*16} https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/

^{*17} https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/nisegojouhou/

啓発に向けて、同月から啓発動画をテレビ・WebCMで放映したほか、同年6月には、各種課題に応じたショート動画をSNS上などで展開した。また、同年11月には、インターネット配信番組とのタイアップ企画を配信したほか、同年12月から2026年3月にかけて、偽・誤情報に関するICTリテラシーをテーマとしたシンポジウムや地方セミナー等を開催した。さらに、2026年2月には、連携している企業・団体等の優れた教材等の認知向上及び利活用促進につなげるための表彰式を開催した。

なお、本プロジェクトのロゴ・スローガンは、国や企業・団体、そして国民一人ひとりが、「デジタル社会がポジティブな社会になるようなアクションを次々と起こしていく」という強い想いを伝える英語のスローガン、その想いに込められた意義を伝える「つくろう！守ろう！安心できる情報社会」という日本語のコピー、安心して楽しめる情報社会になり、人が幸せになっていく状態を象徴的に描いたマークの3点を掛け合わせたものを表現している（図表Ⅱ-2-6-1）。

図表Ⅱ-2-6-1 DIGITAL POSITIVE ACTIONのロゴ・スローガン



3 没入型技術の利活用促進

総務省では、安全・安心なサイバー空間の確保に向けた対応を進めることが必要であるという認識の下、将来的にメタバースがより一般に普及することを見据え、サイバー空間に関する新たな課題について把握・整理すべく、2022年8月から「Web3時代に向けたメタバース等の利活用に関する研究会」^{*18}を開催し、2023年7月に報告書^{*19}を取りまとめた。

報告書の内容を受け、メタバースの民主的価値に基づく原則等の検討やメタバースに係る技術動向等のフォローアップを行うとともに、国際的なメタバースの議論にも貢献することを目的として2023年10月から新たに「安心・安全なメタバースの実現に関する研究会」^{*20}を開催し、2024年10月に、メタバースの民主的価値の実現によるユーザーの安心・安全の確保のためにメタバース関連サービス提供者へ期待される取組をまとめた「メタバースの原則（第1.0版）」を含む「報告書2024」^{*21}を取りまとめるとともに、2025年9月には、対象をVR（Virtual Reality 仮想現実）メタバースからAR（Augmented Reality 拡張現実）・MR（Mixed Reality 複合現実）メタバースに拡大した「メタバースの原則（第2.0版）」を含む「報告書2025」^{*22}を取りまとめ、公表した。同時に、ヒアリング調査等を基に総務省独自で作成した「社会課題の解決に向けたメタバース導入の手引き」^{*23}も公表した。

「報告書2025」において、ステークホルダーが増加し課題が複雑化していること、またステークホルダーによる多角的・集中的に議論する場の構築が期待されるとの指摘が今後の課題として盛り込まれたことを踏まえ、2026年1月には「没入型技術の利活用促進に向けたマルチステークホルダー連携会合^{*24}」（以下「連携会合」という。）が発足した。学識経験者に加え、サービス提供者、デバイスメー

*18 「Web3時代に向けたメタバース等の利活用に関する研究会」の開催（報道資料）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000109.html

*19 https://www.soumu.go.jp/main_content/000892205.pdf

*20 「安心・安全なメタバースの実現に関する研究会」の開催（報道資料）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01iicp01_02000121.html

*21 https://www.soumu.go.jp/main_content/000974751.pdf

*22 https://www.soumu.go.jp/main_content/001029331.pdf

*23 「社会課題の解決に向けたメタバース導入の手引き」の公表（報道資料）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu20_02000001_00017.html

*24 「没入型技術の利活用促進に向けたマルチステークホルダー連携会合」の開催（報道資料）

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu20_02000001_00020.html

カー、ビジネスユーザーを構成員とした連携会合は、これまでの「安心・安全なメタバースの実現に関する研究会」を発展的に改組したもので、「メタバースの原則（第2.0版）」の更なる充実化（改定）や没入型技術の利活用促進に向けた望ましい普及啓発の在り方等について議論を行う。

没入型技術の政策立案に関しては国際的な連携も進めている。これまでも OECD 等の国際的な議論の場で、国際的な共通認識の醸成に向けて総務省として貢献していく旨を表明し、2025年3月に OECD が公表した「没入型技術の政策入門書」において「メタバースの原則」が取組事例として紹介された。直近では、OECD が2026年2月に開催した没入型技術に関するオンラインワークショップにおいて、連携会合の座長が基調講演等を行い、連携会合を含むこれまでの議論や総務省の取組について発信した。

4 安全・安心な情報の利用環境の整備

1 高齢者等のデジタル活用に対する支援向上

総務省では、社会全体のデジタル化が進む中で、デジタル・ディバイドを解消し、誰もがデジタル化の恩恵を受けられる環境を整備していくため、デジタル活用に不安のある高齢者等を対象として、スマートフォンを利用したオンライン行政手続等に関する助言・相談等について、講習会形式で支援を行う「デジタル活用支援推進事業」に、2021年度から2025年度まで取り組み、2025年度は、携帯電話ショップ等を中心に全国6,000か所以上で講習会を実施した。

2 青少年のインターネット利用環境の整備

総務省では、青少年がインターネット上の有害な情報等に接触することを防ぐためのフィルタリング利用の促進や、青少年・保護者等のリテラシー向上に向けた啓発等、青少年がインターネットを安心・安全に利用できる環境の整備に努めている。

具体的には、児童・生徒、保護者・教職員等に対する学校等の現場での無料の啓発講座である「e-ネットキャラバン」の開催、インターネット利用に係るトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」^{*25}の作成・公表を行うとともに、インターネット上の危険・脅威に対応するための能力とその現状等を可視化するため、2025年度には、小学生、中学生及び高等学校1年生を対象に「青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標（ILAS：Internet Literacy Assessment indicator for Students）」^{*26}のテストを実施した。

また、青少年のインターネットを利用した情報「発信」の拡大や、インターネット利用の低年齢化を踏まえ、こどもの成長や利用状況に即したペアレンタルコントロール^{*27}の効果的な普及啓発に取り組んでいる。

こども家庭庁の「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ」において2025年8月に取りまとめられた「課題と論点の整理」^{*28}を受け、諸課題検討会の下での「青少年保護ワーキンググループ」を同年11月から開催し、インターネット上の違法・有害情報から青少年

*25 インターネットトラブル事例集（2026年版）

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/trouble/

*26 青少年がインターネットを安全に安心して活用するためのリテラシー指標等に係る調査
－ILAS（Internet Literacy Assessment indicator for Students）－

https://www.soumu.go.jp/use_the_internet_wisely/special/ilas/

*27 保護者がこどものライフサイクルを見通して、その発達に応じてインターネット利用を適切に管理すること。こどもの情報発信を契機とするトラブル防止の観点を含むものであり、管理の方法としては、技術的手段（フィルタリング、課金制限機能、時間管理機能等）と、非技術的手段（親子のルールづくり等）とに分かれる。（こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）P50）

*28 こども家庭庁「インターネットの利用を巡る青少年の保護の在り方に関するワーキンググループ 課題と論点の整理」https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/7ce4fa4b-f167-4913-970e-d2fb48108e32/3a0b20c0/20250808_councils_internet-kaigi_30.pdf

を保護するための適切な機能の在り方等について検討を行った。

3 情報バリアフリーに向けた研究開発への支援

総務省では、障害者や高齢者向けの通信・放送役務サービスに関する技術の研究開発を行う企業等に対して必要な資金の一部を助成する「デジタル・ディバイド解消のための技術等研究開発推進事業」を行っており、2025年度は、5者に対して助成を行った。

また、「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」（平成5年法律第54号）に基づき、NICTを通じて、身体障害者向けの通信・放送役務サービスの提供や開発を行う企業等に対して必要な資金の一部を「情報バリアフリー役務提供事業推進助成金」として交付しており、2025年度は、5者に対して助成を行った。

4 情報のアクセシビリティの向上

総務省では、高齢者・障害者を含む誰もが公的機関のホームページ等を利用しやすくなるよう、2025年度は公的機関に対し、ウェブアクセシビリティに係る取組の実施状況等を把握するためのアンケート調査及びヒアリング調査を実施した。また、障害当事者のウェブサイトの閲覧方法やその際の障壁についての認識を広めるため、ウェブサイトのユーザー評価及び調査結果を踏まえた周知広報動画の作成・公表を行った。

また、企業等の情報アクセシビリティ向上のための取組として、情報アクセシビリティに優れたICT製品を募集し、公表する「情報アクセシビリティ好事例2025」を実施した。情報アクセシビリティ確保のためには、企業等がその必要性を理解し、ICT機器サービスの開発・製造段階や、調達段階に情報アクセシビリティを確保するための検討を行うことが重要となることから、応募時に製品の自己評価を行うこととし、情報アクセシビリティ自己評価様式^{*29}の提出を求めている。

5 公共インフラとしての電話リレーサービスの提供

「電話リレーサービス」とは、手話通訳者等が通訳オペレータとして、聴覚障害者等（聴覚、言語機能又は音声機能の障害のため、音声言語による意思疎通を図ることに支障がある者）による手話・文字を通訳し、電話をかけることにより、聴覚障害者等と聴覚障害者等以外の方との意思疎通を仲介するサービスである。

「電話リレーサービス」の適正かつ確実な提供を確保するため、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」（令和2年法律第53号）が2020年12月に施行され、2021年7月から、電話リレーサービス提供機関の指定を受けた一般財団法人日本財団電話リレーサービスにより、公共インフラとしての電話リレーサービスの提供が開始されている（図表Ⅱ-2-6-2）。そのサービスの一環として、2025年1月23日からは、難聴や中途失聴など自身の声で電話をしたいものの、通話相手の声が聞こえにくい方等にも利用可能な、文字表示電話サービス「ヨメテル」が提供開始された（図表Ⅱ-2-6-3）。さらに、2025年4月からは、ウェブサイト上のリンクをクリックするだけで電話リレーサービスを通じて法人の問合せ電話番号につながり、手話で当該法人に問い合わせることができるサービス「手話リンク」が提供開始された（図表Ⅱ-2-6-4）。

総務省は2025年度に電話リレーサービスのこれまでの提供状況を総括し、より適正・確実なサービス提供等を実現するため、「電話リレーサービスの在り方に関する検討会」を開催し、同検討会の報告

^{*29} 企業等が自社のICT機器・サービスについて情報アクセシビリティ基準を満たしているかを自己評価した結果を公表し、企業・公的機関や障害当事者がICT機器・サービスを選択する際の参考とするための様式。

書を取りまとめ、公表した。同報告書では、電話リレーサービス提供業務はこれまで4年超に渡り概ね適正・確実に実施されており、当該業務を支える財政基盤としての交付金・負担金制度もおおむね順調に運用されてきたと一定の評価がされた一方、利用登録数の増加、法人利用の拡大、受話側の認知度の向上等の利用者確保や利用円滑化に向けた周知広報、料金メニューの選択肢の拡大、通訳オペレータの技能の高度化等の課題への指摘や、負担金の平準化、緊急・災害時の対応等、安定的・継続的なサービス提供に向けた工夫の余地もあることから、それらの課題等への対応の方向性が示された。総務省では、同報告書で示された提言を踏まえ、電話リレーサービス提供機関等の関係機関と連携し、必要な対応に取り組んでいくこととしている。

図表Ⅱ-2-6-2 電話リレーサービスの普及促進



図表Ⅱ-2-6-3 ヨメテルの普及促進



図表Ⅱ-2-6-4 手話リンクの概要

